

宜 議 第 2 1 5 号  
令和元年6月24日

議 長  
上 地 安 之 殿

総務常任委員会  
委員長 桃原 朗

### 委員会審査結果について（報告）

第422回宜野湾市議会定例会において、本委員会に付託された案件の審査を終了いたしましたので、各案件の報告書及び会議録の写しを添えて、委員会条例第29条の規定により、その結果を報告いたします。

#### 1. 委員会活動

期 間 期 日	会 議 月 日	備 考
令和元年 6月11日	令和元年 6月11日	議案第32号、請願第5号、議案第34号、議案第36号
令和元年 6月12日	令和元年 6月12日	議案第32号、議案第34号、議案第36号、請願第5号
会議日数 2日間		

## 2. 審査結果

議案番	案号	件名	付託月日	議決月日	結果
議案第32号		令和元年度宜野湾市一般会計補正予算(第1号)	令和元年 6月10日	令和元年 6月12日	原案可決
議案第34号		宜野湾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について	令和元年 6月10日	令和元年 6月12日	原案可決
議案第36号		宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について	令和元年 6月10日	令和元年 6月12日	原案可決
請願第5号		日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める請願	令和元年 6月10日	—	継続審査

※結果欄について、賛否が分かれた場合のみ、(賛成多数)等の表記を行い、“全会一致”の場合は特に表記をしない。

# 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年6月11日（火） 1日目

午前10時00分 開会

午後 3時20分 散会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○請願紹介議員（2名）

議員	呉屋 等
----	------

議員	伊佐 文貴
----	-------

○説明員（22名）

総務部次長	泉川 幹夫
行政改革推進室長	宮城 恵美
市民防災室長	宮城 竜次
市民防災係長	宮平 真碁
人事課長	知花 博史
企画部次長	松本 勝利
財政課長	米須 之訓
市民経済部次長	伊佐 英明
環境対策課長	浜里 吉彦
福祉推進部次長	宮城 葉子
児童家庭課長	浜里 郁子
子育て支援課長	香月 直子

こども企画課長	普天間 朝彦
健康推進部次長	崎間 賢
教育部次長	真喜志 若子
文化課長	比嘉 洋
指導部次長	川上 一徳
指導課長	與那嶺 哲
学校給食センター所長	佐久原 昇
（給）管理係長	高良 俊二
選挙管理委員会事務局長	伊佐 英人
消防次長	又吉 清
予防課長	島袋 保

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第32号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

請願第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める請願

議案第34号 宜野湾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

## 第422回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和元年6月11日（火）第1日目

○桃原朗 委員長 総務常任委員会を開会いたします。

（開会時刻 午前10時00分）

### 【議題】

議案第32号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

### ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業は、市道宜野湾11号の工事に伴う発掘調査と理解してよいか。
- 教育部次長 そのとおりである。当初予算で計上した発掘調査に加え、佐真下ゲート前の発掘調査に係る経費として補正予算に計上している。
- 桃原功 委員 佐真下ゲート前では既に重機が入って作業しているように見受けられるが、何の作業をしているのか。
- 教育部次長 沖縄防衛局が行っている試掘調査ではないかと考える。
- 桃原功 委員 試掘調査の後に業者選定等の業務を開始するのか。
- 教育部次長 試掘調査は終了しており、本会議で補正予算が可決されれば業者選定等を行う予定である。
- 桃原功 委員 どのような文化財があると想定しているか。
- 教育部次長 宜野湾並松街道跡や戦前の屋敷跡があると想定している。
- 桃原功 委員 以前、字神山地域から古井戸が発掘されたように、貴重な文化財が発掘される可能性もあるのか。
- 教育部次長 戦中から戦後にかけてわずかに残された並松街道の跡として松の切り株などが発掘される可能性はあると考える。
- 桃原功 委員 発掘調査に伴い、市道宜野湾11号は通行止めになるのか。
- 教育部次長 担当部署に確認してまいりたい。
- 桃原功 委員 宜野湾学校給食センター調理業務等民間委託事業委託料について説明いただきたい。
- 指導部次長 次年度、宜野湾学校給食センターの調理業務委託業者の公募を予定しており、専門家の視点で応募事業者の衛生点検等を行い、業者選定に反映することを目的とした委託事業である。
- 桃原功 委員 過去にも同様の委託業務を行ったことはあるか。

- 指導部次長 はごろも学校給食センターの調理業務委託業者を選定する際にも同様の委託業務を行っている。
- 桃原功 委員 市直営時と比較して給食の味が落ちたとの声もあるが、いかがか。
- 学校給食センター所長 直営時と変わらないとの報告を受けている。
- 岸本一徳 委員 国や県からの低所得者保険料軽減負担金が歳入に計上されているが、本市の負担分はどこに計上されているのか。
- 健康推進部次長 国及び県の負担金については、ことし10月から消費税が増になることに伴い、介護保険加入者のうち、所得の少ない第1号被保険者の保険料軽減強化に係る国や県からの負担金として計上している。保険料軽減強化に要する費用として歳出の3款1項1目、社会福祉総務費の説明欄03に繰出金として4,145万7,000円を計上しており、その2分の1に当たる2,072万8,000円を国からの負担金として、4分の1に当たる1,036万4,000円を県からの負担金として歳入に記載しており、残りの1,036万4,000円を本市が負担することとなる。
- 岸本一徳 委員 説明資料の中で令和2年度の改正予定が示されているが、スケジュールどおり実施する予定か。
- 健康推進部次長 今年度は、保険料軽減強化の完全実施となる令和2年度の半分の水準で実施する予定であり、令和2年度に向けて再度条例を改正する必要があるが、介護保険法施行令の改正が今年度内に行われると伺っているため、それに合わせて対応してまいりたい。
- 岸本一徳 委員 1人当たり月額1,000円の軽減になると伺ったが、いかがか。
- 健康推進部次長 適用対象が第1～3段階までの実施となり、階層が異なるため、1人当たりの軽減額についての試算は行っていない。
- 岸本一徳 委員 全体の何割の方が軽減を受けることができるのか。
- 健康推進部次長 約43%である。
- 岸本一徳 委員 軽減することにより世代間の公平性の問題は生じないか。
- 健康推進部次長 今回の措置を実施する目的として、国からは、今後、高齢化が進み、介護費用の負担増や介護保険料水準の増加が避けられない中、制度を維持できるよう所得の少ない方でも保険料を負担し続けられるようにするためと伺っている。
- 石川慶 委員 沖縄観光防災力強化支援事業で購入する物品について説明いただきたい。
- 総務部次長 災害トイレ79個、発電機39台、資機材倉庫4基、備蓄食料の主食50食入り89箱、副食の100食入り45箱、500ミリリットル入りの飲料水24本入り368箱、毛布10枚入り49箱を購入する予定である。
- 石川慶 委員 備蓄食料やトイレ、発電機はどこに設置する予定か。
- 市民防災室長 沖縄観光防災力強化支援事業費補助金を活用し、3年間かけて

資材等を購入、整備する予定であるが、災害トイレについては59避難所に4個ずつ、ガス発電機については2台ずつ整備する予定である。資機材倉庫については12基購入し、各小中学校に1基ずつ整備する予定である。本市には小中学校合わせて13校あるが、はごろも小学校については津波の危険区域に含まれているため除外している。

- 石川慶 委員 同補助金の活用について、議員からも一般質問等でさまざまな提言があったかと思うが、先ほど説明のあった物品等のみを購入する予定なのか。
- 市民防災室長 補助対象が定められており、委員の指摘同様、指定の幅が狭いとは感じている。次年度以降の2年間で対象の幅をふやしていただけるよう調整を図ってまいりたい。
- 岸本一徳 委員 本市に来る外国人観光客の想定はどのように行ったのか。また、備蓄食料等の必要数については、観光客の数を基に想定していると理解してよいか。さらに、外国人向けの看板を設置する必要はないか伺いたい。
- 市民防災室長 観光農水課と連携し、平成29年度の観光客数が286万人との情報を得ており、平成30年度は同等かそれ以上の観光客が来訪したと考えている。一日当たり1,470人の観光客が訪れている計算となり、観光客のための備蓄食料1万3,225食、災害トイレ236個分を計上している。外国語の表示板については、平成30年度に英語、中国語、韓国語、日本語の4言語で市内74カ所に設置しており、今年度はこれまで課題であった発電機や備蓄倉庫等の資機材及び防災備蓄食料の購入に補助金を充当する予定である。
- 岸本一徳 委員 通信機器の整備を行う予定はないか。
- 市民防災室長 防災行政無線のような機材は補助対象外となっており、防災情報センターのような訓練施設がある自治体に対してワイファイの整備等が対象となっている。ワイファイについては、ランニングコストも発生するため、今回は倉庫や資機材等を購入する予定である。
- 知念秀明 委員 市内の観光客数は、船や飛行機で来県した観光客数から推計したのか。
- 市民防災室長 観光農水課が把握している平成29年度の観光客数286万人については、西海岸の集客施設等への来場者数等を基に集計していると伺っており、それに県内在住者と県外からの観光客数を按分して割り出している。
- 知念秀明 委員 資料をいただきたい。
- 市民防災室長 事業計画申請書の内容を提供してよいか沖縄総合事務局に確認してから対応してまいりたい。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前11時02分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前11時12分）

---

- 桃原功 委員 勤労青少年ホーム館長報酬が補正予算に計上されているが、当初予算編成時に対応できなかったのか。
- 市民経済部次長 継続して再任用職員を充てる予定であったが、3月中旬に人事異動内示があり、嘱託職員を配置することになったため、報酬は計上しておらず、5月までは予備費で対応していた。
- 桃原功 委員 小学校体育専科教員活用事業について伺いたい。
- 指導部次長 大山小学校に1名の体育専科教員を配置することが決定し、消耗品費を計上するものである。
- 桃原功 委員 本市小学校にはこれまで体育専科の教員はいなかったのか。
- 指導部次長 そのとおりである。
- 指導課長 県事業で中頭地区に2校体育専科の職員を配置することになっており、そのうちの1校に大山小学校が選定された。3月に県から配置決定の通知を受けたことから、予算編成に間に合わなかったため、今回の補正予算に計上するものである。
- 岸本一徳 委員 幼児教育無償化システム改修等事業費について、幼児教育の無償化は国の事業と認識しているが、予算書では県補助金との記載となっている理由を伺いたい。
- 福祉推進部次長 同事業に係る補助金は県を通して交付されるものである。
- 岸本一徳 委員 交付額1,830万5,000円でシステム改修を受注する業者を探すということか。
- 子育て支援課長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 参議院議員選挙委託費については100%補助なのか。
- 選挙管理委員会事務局長 公職選挙法で国が負担することとなっている。
- 知念秀明 委員 今回の参議院議員選挙から西海岸地区に期日前投票所を設置すると伺ったが、今後、市町村に関する選挙でも西海岸地区に期日前投票所を設置するのか。
- 選挙管理委員会事務局長 期日前投票所の設置は続けてまいりたい。
- 知念秀明 委員 市町村に関する選挙でも西海岸地区の期日前投票所は設置すると理解してよいか。
- 選挙管理委員会事務局長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 期日前投票所に市立体育館を選定した理由を伺いたい。
- 選挙管理委員会事務局長 昨年、台風によって期日前投票所が混雑するなどの混乱が生じ、緊急性が高いと判断したことから西海岸地区の公共施設である市立体育館を選定したものである。
- 知念秀明 委員 西海岸地区の期日前投票所は市立体育館に限定するのか。
- 選挙管理委員会事務局長 限定するわけではないが、今回が初めての試みであ

るため、市立体育館での実施を踏まえて検証してまいりたい。

- 知念秀明 委員 西海岸地区への期日前投票所の設置については、陳情を採択した経緯もあり、また、多くの議員からの提言があったとおり、公共施設だけでなく大型商業施設等の人が多く集まる場所への設置も検討いただきたい。
- 宮城政司 委員 援護事務運営費の増額理由を伺いたい。
- 福祉推進部次長 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給について、ウインドウズ8から10への切りかえによって、既存の戦没者援護台帳システムにふぐあいが生じることが判明したため、セットアップやデータ移行等を行うためのシステム改修費として計上するものである。
- 宮城政司 委員 今後、OSの切りかえ時にはそのような改修が必要であるが、定期的には必要ないとの認識でよいか。
- 福祉推進部次長 保守管理契約は年に1度行っている。
- 宮城政司 委員 今回のシステム改修費は保守管理に含まれていないと理解してよいか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事業について説明いただきたい。
- 福祉推進部次長 ことし10月の消費税引き上げに伴い、子供の貧困問題に対応するため、未婚のひとり親に対する税制改正の検討、議論が得られるまでの間の措置として未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別給付金を給付するものである。
- 桃原功 委員 該当者への周知方法について伺いたい。
- 福祉推進部次長 毎年8月に児童扶養手当の現況届を発送しており、その中に案内を同封する予定である。
- 桃原功 委員 給付金を受給するためには申請が必要なのか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。
- 桃原功 委員 通知を確認しなかったため、給付できない市民がいる可能性もあるのではないか。
- 福祉推進部次長 児童扶養手当の現況届提出時にも声かけをしてまいりたい。
- 岸本一徳 委員 未婚の児童扶養手当受給者への臨時・特別給付金は、1万7,500円の定額と理解してよいか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。対象者は、約300人と見込んでいる。
- 岸本一徳 委員 300人を超える対象者がいることはないか。
- 福祉推進部次長 全国で100万人の児童扶養手当受給者のうち約10%が未婚のひとり親であるとの見込みがなされている。本市には1,600人の受給者がいるが、その10%である160人を多く見積もって300人分の予算を計上するものである。



- 岸本一徳 委員 通常の児童扶養手当に上乘せして支給すると理解してよいか。
- 福祉推進部次長 そのとおりである。
- 平良眞一 委員 沖縄観光防災力強化支援事業は、県内全ての市町村が対象となるわけではないのか。また、申請しない市町村もあるのか。
- 市民防災室長 地域防災計画を策定している市町村が対象となるが、県内の市町村は全て策定済みである。他市町村の申請状況については把握していない。
- 平良眞一 委員 備蓄食料の賞味期限について伺いたい。
- 市民防災室長 アルファ化米の保存期限は5年間である。
- 平良眞一 委員 期限が経過した後は単費で用意するのか。
- 市民防災室長 単費での継続を予定しているが、保存期間の長いクッキーや乾パンなどの購入も検討してまいりたい。味覚や宗教によりさまざまな備蓄食料が必要になると考えており、その点も整理しながら検討したい。
- 平良眞一 委員 補助がなくなっても単費で継続すると理解してよいか。
- 市民防災室長 そのとおりである。
- 平良眞一 委員 福祉振興基金補助事業の増額理由として、社会福祉協議会のマイクロバス購入に係る補助のためと伺ったが、購入額を伺いたい。
- 福祉推進部次長 購入総額699万9,660円のうち、社会福祉協議会の持ち出し分350万9,650円、沖縄県共同募金の広域配付分200万円を除いた149万円を基金の運用利子から支出するものである。
- 平良眞一 委員 納車はいつごろになるのか。
- 福祉推進部次長 要求を満たす仕様にするため、約6カ月を要すると伺っており、補正予算が可決次第、手続きを進めてまいりたい。
- 平良眞一 委員 一般廃棄物減量推進審議会委員報酬について伺いたい。
- 市民経済部次長 清水苑の建てかえに当たり、建築許可を得るために都市計画マスタープランに登載して都市計画決定を受ける必要があり、そのために構成市町ごとに一般廃棄物処理計画を変更しなければならないため、審議会を開催するものである。
- 平良眞一 委員 会議は1回と理解してよいか。
- 市民経済部次長 そのとおりである。
- 平良眞一 委員 清水苑の跡地利用についても審議するのか。
- 市民経済部次長 清水苑の建てかえに係る審議会である。
- 環境対策課長 既存の施設は全工程処理施設であるが、一工程処理施設に変更し、県の浄化センターへ接続して処理水を流す処理を行う予定である。どのような施設をいつから稼働するのか等について審議するものである。
- 岸本一徳 委員 施設の規模は4分の1程度になるが、処理能力は向上すると伺った。規模が小さくなった分、土地が市に返還されると伺ったが、施設の規模

等分かる資料をいただきたい。また、伊佐区自治会に協力金300万円を支出する協定が結ばれたと伺ったが、協定書の写しをいただきたい。

○環境対策課長 資料を提供してまいりたい。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査とする。

---

○桃原朗 委員長 午前の会議はこれで終わり、午後は1時30分から会議を開きます。その間休憩いたします。（午前11時58分）

**\*\*\* 午後の会議 \*\*\***

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後1時30分）

これより午後の会議を進めてまいります。

---

**【議題】**

請願第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める請願

**～参考意見聴取～**

○桃原朗 委員長 請願第5号を審査するに当たり、請願の紹介議員から参考意見を聴取することについて諮りたい。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 御異議ありませんので、紹介議員として呉屋等議員及び伊佐文貴議員から参考意見の聴取を行いたいと思います。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後1時32分）※紹介議員入室

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後1時33分）

---

○桃原朗 委員長 請願紹介議員となった経緯及び請願の要旨について説明いただきたい。

○呉屋等 議員 まず、請願の紹介議員となった経緯について説明したい。請願者である一般社団法人日本沖縄政策研究フォーラムの講演会等に何度か参加する中で、国連が沖縄県民は先住民族であるとの勧告を出していることを知り、調査を重ねる中でこれが誤った認識であるとの結論に至った。請願の趣旨について説明を受けた上で紹介議員となったものである。請願の趣旨としては、平成2

0年に市民外交センターのアドバイスを受けた琉球民族独立総合研究学会が国連に沖縄県民が先住民族であることを訴え、それに基づいて国連から4回にわたって日本政府に勧告がなされているものであるが、日本政府としても沖縄県民は先住民族とは認識していないとの見解である。

- 桃原功 委員 請願書に「沖縄県民は先住民であると誤った認識を世界に発信しました」との記載があるが、誤った認識であると断定できる根拠について伺いたい。
- 呉屋等 議員 国連が勧告を行った経緯は先述したとおり琉球民族独立総合研究学会の訴えに基づくものであるが、あくまで一団体の意見であり、県民の大多数は先住民族であるとの認識は皆無である。また、さまざまな文献でも沖縄県民のDNAや文化は大陸よりも九州地方に近いとの記述もある。
- 桃原功 委員 1879年の琉球処分までは琉球王国があったが、日本国民であったということになるのか。
- 呉屋等 議員 1609年には薩摩による支配があったことも事実であり、そのおよそ150年前に冊封使を迎えるに当たり、橋の工事の祈願のため琉球の役人が天照大神を祭ったとの記載もあり、史実の中からも日本の文化を感じることができる。また、先住民族の定義も曖昧であり、国連もILOの定義を代用しているが、その定義とは、独立国における一部地域の人々で、その国の共同社会の人々とは社会的、文化的及び経済性が異なる人々。征服、植民地化された人々の子孫であり、強制的に同化させられた人々。先住民族としての自己認識を持つ人々となっている。沖縄県民の大多数が先住民族としての自己認識は持っていないことから、このような定義には当たらないと考える。
- 桃原功 委員 これまでなぜ県民の間でそのような議論がなかったかというのは、現在の課題等に追われる中で議論が進まなかった側面もあると考える。翁長元知事や松島泰勝龍谷大学教授らがなぜこのように主張しているのかについて把握しているか。
- 呉屋等 議員 松島泰勝龍谷大学教授は先述した琉球民族独立総合研究学会に所属しており、当該学会は琉球の独立を目指すことを目的としている。目的に対して賛成も批判もするものではないが、県民の認識とは別に国連に働きかけを行っている点は問題であると考え。翁長元知事に関しては、国連において沖縄県民が先住民族であると言及していないが、その後にスピーチした方の発言内容により誤解を生じさせているのではないかと懸念はある。そもそも、平成20年に琉球民族独立総合研究学会が国連に訴えたことが問題であり、日本政府が撤回を求めることでこういった問題が二度と起きないようにしていただきたいということが請願の趣旨である。
- 桃原功 委員 平成19年に国連で先住民族権利宣言が採択されたが、その趣旨は

先住民族の合意なしに軍事基地をつくってはならないとの内容であったと記憶している。私の推測であるが、翁長元知事らは、いくら選挙で民意が示されても辺野古への基地建設がとまらない状況に耐えかねて国連へ訴えたのではないか。沖縄県民の中には、自分はウチナーンチュであり、ヤマトウンチュとは違うというアイデンティティーを持つ方も多数おり、沖縄県民が先住民族ではないと断言することには同意できない。この問題の背景にはさまざまな事情が絡んでいるため、さらなる議論を要すると考える。

- 呉屋等 議員 さまざまな考え方があことは承知している。審査の参考としていただくため、資料を配付したいがよろしいか。
- 桃原朗 委員長 資料の配付を許可します。
- 呉屋等 議員 この資料は、昭和28年2月19日に屋良朝苗氏が国会で参考人演説した際の会議録の抜粋である。この中で、民族的、文化的、歴史的な関係や県民の心情からしても祖国日本に復帰すべきことは当然であり、日本人としての民族的矜持を有する県民がいつまでも異民族の統治下に満足していただけないとの趣旨の発言を行っており、先人の思いを理解する必要があると考える。
- 岸本一徳 委員 事実関係の確認を行った上で審査を進める必要があると考えるが、国連勧告に至るまでに誰がどういったプロセスで進めたのかなど、経緯に関する詳細な資料をいただきたい。また、参議院議員糸数慶子氏が行った質問主意書に対し、内閣府が回答した資料を入手したが、委員の審査の参考にしていただきたい。さらに、ことし4月にアイヌ新法が成立したが、それとの関連も参考にする必要があるのではないか。
- 呉屋等 議員 用意できる資料は提供していきたいが、請願者とも相談して対応してまいりたい。
- 宮城政司 委員 まずは国連勧告の内容を把握する必要があるのではないか。また、先住民族かどうかを判断するに当たっては、社会学的には自己決定権があったかどうかを鍵になると考える。沖縄県民は確かに日本人としての認識を持っているが、同時に琉球王国があったことも深く認識しており、その証拠に琉球ゴールデンキングスや琉球銀行などチームや企業の名称としても身近に使用されている。それを踏まえると、先住民族としての自己認識は持っていないと断定することはできないのではないか。さらに、先ほど天照大神を祭ったことについて紹介されていたが、同じ神を祭っていたからといって民族的に同じとする根拠にはならないのではないか。屋良朝苗氏の国会での発言についても、祖国復帰を目指す状況であったからあのような発言をしたのであって、現在の状況に当てはめて論じることはできないと考える。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後 2 時 0 7 分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後 2 時 1 5 分）

---

【議題】

議案第 3 4 号 宜野湾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原功 委員 昨今の懲戒処分の事例について伺いたい。

○人事課長 この 2～3 年では飲酒に関する件で 3 件の懲戒処分があった。

○桃原功 委員 懲戒処分を重くすることで抑止力としての効果を期待するのか。

○人事課長 そのような側面もあるが、国は停職期間を最長 1 年としており、そこに合わせる形で改正を行うものである。県内には同様に最長 1 年と規定している市町村もある。

○桃原功 委員 懲戒の種類について説明いただきたい。

○人事課長 重い順に免職、停職、減給、戒告の 4 つがある。

○桃原功 委員 この 2～3 年にあった事例は全て飲酒に関するものなのか。また、それぞれ別の人物が行ったことと理解してよいか。

○人事課長 そのとおりである。

○岸本一徳 委員 停職期間を最長 6 カ月から 1 年に延長することの違いについて説明いただきたい。

○人事課長 停職の間は無給となるため、期間が長くなる分重い処分となる。

○岸本一徳 委員 県はどのように規定しているのか。

○人事課長 県は最長で 6 カ月である。

○岸本一徳 委員 国は最長 1 年と伺ったが、どこに規定しているのか。

○人事課長 人事院規則で定めている。

○岸本一徳 委員 今回の措置は国に準じて改正するものと理解してよいか。

○人事課長 国や近隣市町村の規定も鑑みて改正するものである。

○岸本一徳 委員 県が最長 6 カ月と規定しているにもかかわらず、本市が 1 年とすることには違和感がある。

○総務部次長 事案によっては 1 年間の停職に相当すると判断せざるを得ないものもあり、個別に判断する必要がある。

○宮城政司 委員 昭和 47 年からこれまでの約 50 年間、本市の条例は改正されていなかったのか。

- 人事課長 停職期間については改正されていないと考える。
- 宮城政司 委員 なぜ懲戒処分に係る事案がふえたのかについて分析は行ったか。また、停職期間を延長すること以外に方法はないのか。
- 総務部次長 飲酒運転に対する社会の意識が時代とともに変化したことも一つの理由であると考え。ことあるごとに職員に啓発を行っているが、平成29年から連続して3回発生している状況であり、公僕として自らを律する必要があると判断して改正を行うものである。
- 宮城政司 委員 事案に応じてどの程度の処分がなされるのかについて職員が基準をしっかりと理解しておく必要があると考える。また、本件の提案に当たっては、職員労働組合との調整は行ったのか。
- 人事課長 了解を得た上で提案している。
- 知名康司 委員 停職処分を受けた職員は職場復帰したのか。
- 人事課長 1名は現在も停職期間中であるが、それ以外の職員は復帰している。
- 知念秀明 委員 職員に啓発を行っていると同ったが、どのような内容か。
- 人事課長 沖縄県警が作成したチラシ等を活用して案内を行っているほか、停職期間中は無給になること等についても記載している。
- 知念秀明 委員 以前、飲食店から宜野湾市職員は平日の飲酒を自粛しているのかとの問い合わせを受けたことがあり、誤解を生まないためにも対策を講じていただきたい。
- 総務部次長 飲酒をするのであれば、翌日は公共交通機関を利用して出勤すること等についても周知してまいりたい。
- 平良眞一 委員 停職の期間は各市町村に委ねられているのか。
- 人事課長 条例で定めることになっている。
- 平良眞一 委員 人事院規則について、定められた当初は最長6カ月であったのが改正されて1年となったのか。
- 人事課長 当初から最長1年となっていたと考える。
- 平良眞一 委員 本市の条例で最長6カ月と規定した理由は把握しているか。
- 人事課長 当時の自治省の準則にのっとって制定したのではないかと推察する。
- 平良眞一 委員 県内で停職期間を最長1年と規定している市町村は、改正によって延長したと理解してよいか。
- 人事課長 そのとおりと考える。
- 平良眞一 委員 市町村によって差があることに違和感があるが、いかがか。
- 人事課長 本市においても同様であるが、各市町村において、改正に踏み切る事案が発生したため改正したのではないかと推察する。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午後 2 時 5 0 分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午後 3 時 0 1 分）

---

**【議題】**

議案第 3 6 号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

～質疑・答弁～

○桃原功 委員 住宅用防災機器の設置免除について伺いたい。

○予防課長 特定小規模施設用自動火災報知設備を設置するのであれば、住宅用火災警報器を設置する必要はないということである。

○岸本一徳 委員 住宅用火災警報器と特定小規模施設用自動火災報知設備の違いについて伺いたい。

○予防課長 特定小規模施設用自動火災報知設備については、個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災を知らせることができ、消防への通報機能とも連携が可能である。

○桃原功 委員 特定小規模施設用自動火災報知設備は機能が多い分、コストがかかるため一般住宅に設置するにはハードルが高いのではないかと考える。住宅に設置する場合、単体でも機能するのか。

○予防課長 住宅用防災機器については、寝室への設置が義務付けられているが、特定小規模施設用自動火災報知設備も設置個所が決まっており、住宅に設置するようなものではなく、福祉施設やカラオケ施設等のある程度の規模の施設に設置する設備である。

**【審査結果】**

質疑の段階で継続審査とする。

---

○桃原朗 委員長 本日の委員会を散会いたします。

（散会時刻 午後 3 時 2 0 分）

## 総務常任委員会会議録（要旨）

○開催年月日 令和元年6月12日（水） 2日目

午前10時02分 開議

午前10時52分 閉会

○場 所 第3常任委員会室

○出席委員（9名）

委員長	桃原 朗
委員	平良 眞一
委員	石川 慶
委員	桃原 功
委員	岸本 一徳

副委員長	知念 秀明
委員	知名 康司
委員	平安座 武志
委員	宮城 政司

○説明員（18名）

総務部次長	泉川 幹夫
行政改革室長	宮城 恵美
市民防災室長	宮城 竜次
市民防災係長	宮平 眞基
企画部次長	松本 勝利
財政課長	米須 之訓
産業政策課長	新垣 育子
環境対策課長	浜里 吉彦
福祉推進部次長	宮城 葉子

児童家庭課長	浜里 郁子
こども企画課長	普天間 朝彦
健康推進部次長	崎間 賢
建設部次長	新垣 勉
教育部次長	真喜志 若子
文化課長	比嘉 洋
指導部次長	川上 一徳
学校給食センター所長	佐久原 昇
（給）管理係長	高良 俊二

○議会事務局職員出席者 渡嘉敷 真

○本日の委員会に付した事件及びその審査順序

議案第32号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

議案第34号 宜野湾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

【閉会中の継続審査】

請願第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める請願



## 第422回宜野湾市議会定例会（総務常任委員会）

令和元年6月12日（水）第2日目

- 桃原朗 委員長 おはようございます。ただいまから総務常任委員会の第2日目の会議を開きます。（開議時刻 午前10時02分）

### 【議題】

議案第32号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

### ～質疑・答弁～

- 桃原功 委員 福祉振興基金補助事業について、増税に伴い市民税非課税世帯への介護保険料負担を軽減すると伺ったが、その財源は消費税増税分で賄うとの理解でよいか。
- 健康推進部次長 ことし10月に消費税が10%に改正されることに伴い、第1～3段階の加入者への軽減が強化されることとなった。軽減に要する費用は4,145万7,000円であり、一般会計から介護保険特別会計へ繰り出すものである。一方、国から2分の1、県から4分の1に相当する額を負担金としていただくことになり、結果として約1,000万円余りが本市の負担分となる。
- 桃原功 委員 一般会計から繰り出さなければならないのか。
- 健康推進部次長 介護保険法により、国が2分の1、県が4分の1を負担することが定められている。
- 桃原功 委員 消費税増税に係る地方への配分により当該軽減措置を賄えると理解していたが、そうではないのか。
- 財政課長 国としては、地方消費税交付金を充当することを想定しているのではないかと考える。
- 桃原功 委員 明確に補填分として交付されるわけではないのか。
- 財政課長 特定財源として交付されるものではない。
- 企画部次長 現行の消費税8%のうち、国の取り分が6.3%、地方消費税率が1.7%であるが、10%に改正された後は、国の取り分が7.8%、地方消費税率が2.2%に改正されるため、国としてはその分を財源に充当することを想定しているのではないかと考える。
- 岸本一徳 委員 倉浜衛生施設組合し尿処理施設（汚泥再生処理センター）建設合意書に同組合が伊佐区自治会に対し、年度協力金として300万円を稼働期間交付することが記載されているが、この協力金はいつから交付されるのか。

- 環境対策課長 平成33年度からである。
- 岸本一徳 委員 施設の建てかえに伴い、機能等が変わるのか。
- 環境対策課長 現在は全工程処理施設であるが、建てかえに伴い、一工程処理行った処理水を県の浄化センターに流すことになる。新たな処理施設では、食品残渣も処理可能である。
- 桃原功 委員 市に返還される用地の跡地利用について伺いたい。
- 総務部次長 返還後は普通財産となるため、今後、公有財産検討委員会に諮った上で検討するものと考えている。
- 桃原功 委員 企業誘致も可能か。
- 総務部次長 現在のところ、詳細は決定していない。
- 知念秀明 委員 沖縄観光防災力強化支援事業について、平成29年度の西海岸施設来場234万人と記載された資料をいただいたが、どの施設が対象なのか。
- 市民防災室長 佐喜真美術館やラウンドワンなどの施設や海浜公園等の公共施設を含めた入域客数を示している。
- 知念秀明 委員 海浜公園の入域客数はどのように調査したのか。
- 市民防災室長 イベントや個人利用等に係る申請や平常時にどの程度の利用者がいるかについて見込みを立てて算出したものである。
- 知念秀明 委員 平成29年度の西海岸施設来場者及びホテル宿泊者、イベント来場者の合計286万人には県内在住者も含まれているのか。
- 市民防災室長 そのとおりである。
- 知念秀明 委員 いただいた資料のうち、平成30年度入域観光客数見込みの中に県外・外国人観光客の調査補正值（試算）67.25%との記載があるが、どのように算出したのか。
- 市民防災室長 沖縄総合事務局から指定があった方法により算出したものである。本市への入域数286万人のうち、およそ193万人が県外または外国からの入域客であると試算されており、率にすると67.25%となる。
- 知念秀明 委員 市内59カ所の指定避難所について資料をいただきたい。
- 市民防災室長 資料を提供してまいりたい。
- 知名康司 委員 佐真下ゲート前整備に伴う埋蔵文化財緊急発掘調査事業の財源について、その他に記載されている理由について伺いたい。
- 教育部次長 沖縄防衛局からの受託事業であり、受託金としての扱いである。
- 知名康司 委員 市道宜野湾11号の供用開始に影響はないのか。
- 教育部次長 既に沖縄防衛局による試掘調査は終えており、本調査は1カ月半程度を予定している。

#### 【審査結果】

質疑の段階で継続審査とする。

---

○桃原朗 委員長 休憩いたします。（午前10時38分）

○桃原朗 委員長 再開いたします。（午前10時40分）

---

**【議題】**

議案第34号 宜野湾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例について

議案第36号 宜野湾市火災予防条例の一部を改正する条例について

**【質疑終結】**

**【討論】**なし

**【審査結果】**

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

---

**【議題】**

議案第32号 令和元年度宜野湾市一般会計補正予算（第1号）

**【質疑終結】**

**【討論】**なし

**【審査結果】**

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決する。

---

**【議題】**

請願第5号 日本政府に対して、国連の「沖縄県民は先住民族」勧告の撤回を求める意見書の採択を求める請願

**【審査結果】**

上記の件について、閉会中もなお継続審査を要するため議長に申し出ることにより決定。

---

**【議題】**

所管事務調査について

○桃原朗 委員長 本委員会の県外所管事務調査の候補地について、事務局に説明させたい。

（議会事務局、候補地の説明を行う）

○平良眞一 委員 本市の抱える課題に沿ったテーマとして、北海道旭川市の合葬式施設整備事業及び北見市のワンストップサービス推進事業が適当と考える。

（「異議なし」という者あり）

○桃原朗 委員長 日程は視察先との調整等を進めながら検討してまいりたい。

**【審査結果】**

旭川市及び北見市の視察を行うことに決定。

---

○桃原朗 委員長 委員会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時52分)